

# 総会資料6 気象ビジネス推進コンソーシアム規約改正（案）

改正対象以外の条文は省略。改正箇所は赤字、アンダーライン

改正後	改正前
<p>第5章 補則 （成果物の取扱い）</p> <p>第18条 コンソーシアムの活動により得られた成果物は、当該成果物の制作に関与した会員の申請を受けて、運営委員会が認定する。</p> <p>2 成果物は会員以外にも広く公開し、<u>全部または一部を無償で自由に利用（商用利用も可能）</u>できることを原則とする。</p> <p>3 <u>成果物の公開はコンソーシアムホームページへの掲載をもって行うことを原則とし、制作の主体、著作権者、成果物となった経緯、利用条件及び免責事項を明記することとする。なお、利用条件及び免責事項について、別表1の通りサンプルを示す。</u></p> <p>4 <u>成果物の著作権は、その制作に関与したすべてのコンソーシアム会員及びコンソーシアムの持分均等の共有とする。なお、制作に関与した会員が複数いる場合、会員間における持分は会員間で別途協議するものとする。</u></p> <p>5 <u>著作権の持分を有するコンソーシアム会員が退会した場合には、その持分を放棄するものとし、その成果物の他の著作権者は、退会するコンソーシアム会員が持分を放棄することについて同意したとみなすことができる。</u></p> <p>6 <u>成果物には、別表2のサンプルの通り、著作権表示を行うものとする。</u></p> <p>7 <u>著作権表示は、すべての著作権者について行う。なお、すべての著作権者の同意が得られる場合には、コンソーシアム単独の著作権表示を行うことができる。</u></p> <p>8 <u>会員は成果物が著作権以外の権利（産業財産権等）を含む場合は、申請時にその旨を申し出るものとし、その扱いは当該会員と運営委員会で協議の上決定する。</u></p>	<p>第5章 補則 （成果物の取扱い）</p> <p>第18条 コンソーシアムの活動により得られた成果物は、当該成果物の制作に関与した会員の申請を受けて、運営委員会が認定する。</p> <p>2 成果物は会員以外にも広く公開することを原則とする。</p>

## 別表1、別表2の新規追加

### 別表1 第18条3項関連

<u>利用条件サンプル</u>
<u>内容を変更して利用することを認める場合</u>
<u>本書は、本書に記載した要件・技術・方式に関する内容が変更されないこと、および出典を明示いただくことを前提に、無償でその全部または一部を複製、翻案、翻訳、転記、引用、公衆送信等して利用できます。なお、全体を複製、翻案、翻訳された場合は、本書にある著作権表示および利用条件を明示してください。</u>
<u>内容を変更して利用することを認めない場合</u>
<u>本書は、本書の内容及び表現が変更されないこと、および出典を明示いただくことを前提に、無償でその全部または一部を複製、転記、引用して利用できます。なお、全体を複製された場合は、本書にある著作権表示および利用条件を明示してください。</u>
<u>免責事項サンプル</u>
<u>本書の著作権者は、本書の記載内容に関して、その正確性、商品性、利用目的への適合性等に関して保証するものではなく、特許権、著作権、その他の権利を侵害していないことを保証するものでもありません。本書の利用により生じた損害について、本書の著作権者は、法律上のいかなる責任も負いません。</u>

### 別表2 第18条6項関連

<u>著作権表示サンプル</u>
<u>共有の著作権の場合</u>
<u>Copyright 2021 気象ビジネス推進コンソーシアム, ○○株式会社, 株式会社△△, □□大学 気象 花子 (c) 2021 WXBC, ○○株式会社, 株式会社△△, □□研究所 気象 次郎</u>
<u>単独表示の場合</u>
<u>Copyright 2021 気象ビジネス推進コンソーシアム (c) 2021 WXBC</u>